

公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額(税込)	随意契約による こととした理由	その他必要 な事項(備考)
プロジェクト・サイ クル・マネジメント 手法研修	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 国際医療救援課	平成29年 6月13日	一般財団法人 国際開発機構 東京都港区麻布台2-4-5 メソニック39MTビル6階	1,715,735円	当該研修の仕様内容及び研修実績 のある業者を評価し、最も評価の高 い業者であることから、日本赤十字社 会計規則第36条第3項の契約の性 質又は目的が競争を許さないに該当 するため、随意契約とするものであ ること。	
データベース UpToDate	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 総務管理課	平成29年 6月29日	UpToDate, Inc 230Third Ave,Waltham,MA02451 USA	13,295,664円	最新治療、研究の情報、患者説明、 カンファレンス、学会発表の資料に有 用であり、このようなデータベースを 日本で購入できるのはUpToDate社 のみであることから、日本赤十字社 会計規則第36条第3項の契約の性質 又は目的が競争を許さないに該当す るため、随意契約とするものであ ること。	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。